

様式第2号の1-②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の1-①を用いること。

学校名	旭川歯科学院専門学校
設置者名	一般社団法人旭川歯科医師会 会長 楯 了悟

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数又は授業時数	省令で定める基準単位数又は授業時数	配置困難
専門課程	歯科衛生士科	夜・通信	2,530 時間	240 時間	
		夜・通信			
		夜・通信			
		夜・通信			
(備考)					

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

<http://www.asa-sg.com/school/disclosure.htm>

3. 要件を満たすことが困難である学科

学科名
(困難である理由)

様式第2号の2-②【(2)-②外部の意見を反映することができる組織への外部人材の複数配置】

※ 様式第2号の2-①に掲げる法人以外の設置者（公益財団法人、公益社団法人、医療法人、社会福祉法人、独立行政法人、個人等）は、この様式を用いること。

学校名	旭川歯科学院専門学校
設置者名	一般社団法人旭川歯科医師会 会長 楯 了悟

1. 大学等の教育について外部人材の意見を反映することができる組織

名称	学校関係者評価委員会
役割	本校の教育活動および学校運営全般の改善を目的として外部人材を含めた評価を行う事を目的とする。本校の自己評価に関する検証を行うとともに、本校の教育理念および教育目標、教育活動、社会との連携、学校運営について調査審議し、答申する。

2. 外部人材である構成員の一覧表

前職又は現職	任期	備考（学校と関連する経歴等）
旭川市議会議員	令和5年3月31日	
旭川医科大学 教授	令和5年3月31日	
旭川市立啓北中学校	令和5年3月31日	
上川支庁	令和5年3月31日	
北海道技工士会旭川支部 専務理事	令和5年3月31日	卒業生
(備考)		

様式第2号の3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	旭川歯科学院専門学校
設置者名	一般社団法人旭川歯科医師会 会長 楯 了悟

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

<p>1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。</p>	
<p>(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 年度末反省において次年度のカリキュラム等を確認し、教務部長が中心となり管理職(校長・副校長・広報主幹)と協議のうえ、シラバス作成ガイドラインを作成する。</li> <li>2) シラバス作成ガイドラインを各教科担当者打ち合わせ会議にて各教員に周知、共通フォーマットに記入して送付していただく。教務部長がガイドラインに照らして内容を精査し集約する。</li> <li>3) シラバスの冊子を作成し、各学生に配布し、年度初めのガイダンスにて説明し周知する。</li> </ol>	
授業計画書の公表方法	<a href="http://www.asa-sg.com/school/disclosure.html">http://www.asa-sg.com/school/disclosure.html</a>
<p>2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。</p>	
<p>(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 評価方法に関しては、各学年の学生が履修した各授業科目を本校の「教務規程に関する事項」に基づき、厳正かつ適切に学修評価を行う。</li> <li>2) 学生には「教務規程に関する事項」を記載した「学生心得」の小冊子を配布し、年度初めのガイダンスにて説明し周知する。</li> </ol>	

<p>3. 成績評価において、GPA等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。</p>	
<p>(客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 各授業科目の成績評価は各担当教員がシラバスの「評価の方法」に則り、客観的かつ総合的に100点満点に換算し評価する。その評価点数の60点以上を取得した者を合格とする。</li> <li>2) 各学期において、各学年で履修した各授業科目の総得点を総合成績とする。上位から25%が「優」、50%が「良」、25%を「可」と区分し、総合成績一覧表にて表示する。ただし、総合成績一覧表で上記の区分に該当しない者は「不可」とする。</li> <li>3) 学年ごとの成績順位決定にあたっては、本試験の成績を採用し、追試験、再試験の結果は考慮せず順位決定を行う。</li> </ol>	
客観的な指標の算出方法の公表方法	<a href="http://www.asa-sg.com/school/disclosure.html">http://www.asa-sg.com/school/disclosure.html</a>
<p>4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。</p>	
<p>(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 卒業認定に関しては、「教務規程に関に関する事項」に則り、全学年で定められた全ての科目を履修し単位を修得した者に卒業を認定し、「専門士(歯科衛生士)」の称号を授与する。</li> <li>2) 上記の「教務規程に関に関する事項」に基づき、教職員による卒業認定会議を経て、客観性・厳格性を重んじ、適正・慎重な審議を経て学校長が卒業認定を決裁する。</li> <li>3) 学生には「教務規程に関に関する事項」を記載した「学生心得」の小冊子をもとに、年度初めのガイダンスにて卒業に関する必要条件等を説明し周知する。</li> </ol>	
卒業の認定に関する方針の公表方法	<a href="http://www.asa-sg.com/school/disclosure.html">http://www.asa-sg.com/school/disclosure.html</a>

様式第2号の4-②【(4)財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の4-①を用いること。

学校名	旭川歯科学院専門学校
設置者名	一般社団法人旭川歯科医師会 会長 楯 了悟

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	<a href="http://www.asa-sg.com/school/disclosure.html">http://www.asa-sg.com/school/disclosure.html</a>
収支計算書又は損益計算書	<a href="http://www.asa-sg.com/school/disclosure.html">http://www.asa-sg.com/school/disclosure.html</a>
財産目録	
事業報告書	<a href="http://www.asa-sg.com/school/disclosure.html">http://www.asa-sg.com/school/disclosure.html</a>
監事による監査報告（書）	<a href="http://www.asa-sg.com/school/disclosure.html">http://www.asa-sg.com/school/disclosure.html</a>

2. 教育活動に係る情報

①学科等の情報

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士		
医療		専門課程	歯科衛生士科	○			
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 授業時数又は総単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
3年	昼	2,910 単位時間/単位	1,512 単位時間 /単位	単位時間 /単位	1,398 単位時間 /単位	単位時間 /単位	単位時間 /単位
			2,910 単位時間/単位				
生徒総定員数		生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数	
150人		105人	0人	5人	55人	60人	

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）
（概要） 1）年度末反省において次年度のカリキュラム等を確認し、教務部長が中心となり管理職（校長・副校長・広報主幹）と協議のうえ、シラバス作成ガイドラインを作成する。 2）シラバス作成ガイドラインを各教科担当者打ち合わせ会議にて各教員に周知、共通フォーマットに記入して送付していただく。教務部長がガイドラインに照らして内容を精査し集約する。 3）シラバスの冊子を作成し、各学生に配布し、年度初めのガイダンスにて説明し周知する。
成績評価の基準・方法
（概要） 1）各授業科目の成績評価は各担当教員がシラバスの「評価の方法」に則り、客観的かつ総合的に100点満点に換算し評価する。その評価点数の60点以上を取得した者を合格とする。 2）各学期において、各学年で履修した各授業科目の総得点を総合成績とする。上位から25%が「優」、50%が「良」、25%を「可」と区分し、総合成績一覧表にて表示する。ただし、総合成績一覧表で上記の区分に該当しない者は「不可」とする。

3) 学年ごとの成績順位決定にあたっては、本試験の成績を採用し、追試験、再試験の結果は考慮せず順位決定を行う。
卒業・進級の認定基準 (概要) 1) 評価方法に関しては、各学年の学生が履修した各授業科目を本校の「教務規程に関する事項」に基づき、厳正かつ適切に学修評価を行う。 2) 学生には「教務規程に関する事項」を記載した「学生心得」の小冊子を配布し、年度初めのガイダンスにて説明し周知する。
学修支援等 (概要) 教務部長、教務主任、担任、副担任によりカウンセリング、学習相談、健康相談、就職相談、生活相談を実施。

卒業生数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
卒業生数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
29人 (100%)	人 (%)	29人 (100%)	人 (%)
(主な就職、業界等) 歯科診療所等 歯科衛生士 28名 家業 1名			
(就職指導内容) 運営委員による就職ガイダンス、登院試験、教職員による個別指導等を実施。			
(主な学修成果(資格・検定等)) 歯科衛生士国家資格取得 29名			
(備考) (任意記載事項)			

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
96人	3人	3.1%
(中途退学の主な理由) 人間関係・経済的事情		
(中退防止・中退者支援のための取組) 教職員によるカウンセリングを実施。		

②学校単位の情報

a) 「生徒納付金」等

学科名	入学金	授業料 (年間)	その他	備考 (任意記載事項)
歯科衛生士科	200,000 円	400,000 円	210,000 円	1年次
歯科衛生士科	円	400,000 円	270,000 円	2年次
歯科衛生士科	円	400,000 円	260,000 円	3年次
	円	円	円	
修学支援 (任意記載事項)				
授業料免除規則、特待生制度、ファミリーサポート制度による入学金や授業料の減免、奨励金制度による奨励金授与、就学支援に関する規則による就学支援金授与を実施。				

b) 学校評価

自己評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) <a href="http://www.asa-sg.com/school/disclosure.html">http://www.asa-sg.com/school/disclosure.html</a>		
学校関係者評価の基本方針 (実施方法・体制) 本校の自己評価に関する検証を行うとともに、本校の教育理念および教育目標、教育活動、社会との連携、学校運営について調査審議する学校関係者評価委員会を設置する。具体的には①教育活動及び授業数②教員の勤務状況及び組織③学生指導④進路指導 (国試・就職) ⑤地域社会貢献について審議し、学校長に答申する。この答申を受け、改善すべき内容について次年度活動計画の中に具体的改善策を策定し、学校運営に反映させる。		
学校関係者評価の委員		
所属	任期	種別
旭川市議会議員	令和5年3月31日	企業等委員
旭川医科大学 教授	令和5年3月31日	企業等委員
旭川市立啓北中学校	令和5年3月31日	企業等委員
上川支庁	令和5年3月31日	企業等委員
北海道技工士会旭川支部 専務理事	令和5年3月31日	企業等委員
学校関係者評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) <a href="http://www.asa-sg.com/school/disclosure.html">http://www.asa-sg.com/school/disclosure.html</a>		
第三者による学校評価 (任意記載事項)		

c) 当該学校に係る情報

(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法)  
<http://www.asa-sg.com>

(別紙)

※この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。

※以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「-」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

学校名	旭川歯科学院専門学校
設置者名	一般社団法人旭川歯科医師会 会長 楯 了悟

1. 前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
支援対象者（家計急変による者を除く）		13人	12人	13人
内 訳	第Ⅰ区分	-人	-人	
	第Ⅱ区分	-人	-人	
	第Ⅲ区分	-人	-人	
家計急変による支援対象者（年間）				人
合計（年間）				13人
(備考)				

※本表において、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条第1項第1号、第2号、第3号に掲げる区分をいう。

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

2. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

(1) 偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	0人
----	----



(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等		
	年間	前半期	後半期
修業年限で卒業又は修了できないことが確定	0人	0人	0人
修得単位数が標準単位数の5割以下 (単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が標準時間数の5割以下)	0人	0人	0人
出席率が5割以下その他学修意欲が著しく低い状況	0人	0人	0人
「警告」の区分に連続して該当	0人	0人	0人
計	0人	0人	0人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の(2)のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であって、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遡って認定の効力を失った者の数

右以外の大学等		短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）			
年間	人	前半期	0人	後半期	0人

(3) 退学又は停学（期間の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学	0人
3月以上の停学	0人
年間計	0人

(備考)

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

3. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

停学（3月未満の期間のものに限る。）又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

3月未満の停学	0人
訓告	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

4. 適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のもの に限り、認定専攻科を含む。） 、 高等専門学校（認定専攻科を含 む。）及び専門学校（修業年限が 2年以下のものに限る。）	
		年間	前半期
修得単位数が標準単位数 の6割以下 (単位制によらない専門学校に あつては、履修科目の単位時間 数が標準時間数の6割以下)	人	0人	0人
GPA等が下位4分の1	人	0人	一人
出席率が8割以下その他 学修意欲が低い状況	人	0人	0人
計	人	0人	一人

(備考)

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。